

新上五島町告示第53号

かみごとう百景選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年9月1日

新上五島町長 江上 悦生

かみごとう百景選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 海に囲まれ急峻な山が連なる上五島の独特な景観や魅力にスポットをあて、上五島にある全てのものを対象にかみごとう百景を選定するため、かみごとう百景選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。

(事業)

第2条 選定委員会は、かみごとう百景の選定に必要な事業を行う。

- (1) 百景応募要領、審査要領等の作成に関すること。
- (2) 百景の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、百景の選定にあたって多面的視点からの審査を行うため、観光・文化関係団体、有識者及び公募により選出された町民の代表により構成する。
- 3 委員は、町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から百景の選定審査が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員が会議に出席したときの報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年新上五島町条例第41号）を準用する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。